

令和 3 年

第 4 回浦幌町議会臨時会会議録

令和 3 年 10 月 28 日 開会  
令和 3 年 10 月 28 日 閉会

浦 幌 町 議 会

令和3年第4回浦幌町議会臨時会（第1号）

令和3年10月28日（木曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時42分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告（議長）
- 日程第 5 行政報告（町長）
- 日程第 6 議案第72号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算
- 日程第 7 議案第73号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
まちづくり政策課長	岡崎史彦
町民課長	佐藤亘
こども子育て支援課長	正保操
保健福祉課長	廣富直樹

産業課長	小川博也
施設課長	早瀬実
上浦幌支所長	小林昭典
会計管理者	山本浩宣
診療所事務長	鈴木木広

教育委員会

教育長	水野豊昭
教育次長	熊谷晴裕

農業委員会

会長	小川博幸
事務局長	坂下利行

監査委員

代表監査委員	神谷敏昭
--------	------

○出席議会事務局職員

局長	小島師紀
議事係長	川上信義

◎開会の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年第4回浦幌町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○田村議長 直ちに本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第4回浦幌町議会臨時会の運営について、去る10月25日午前、議会運営委員会を開催し、委員全員及び正副議長出席の下、提出される議案について理事者より説明を受け、日程及びその運営について協議をいたしましたので、報告いたします。

本臨時会は、諸般の報告、行政報告に続き、令和3年度一般会計及び簡易水道特別会計補正予算の議案第72号及び第73号の2件であります。以上の内容を踏まえ、会期は本日1日とします。

また、会議録署名議員につきましては、順番に指名されるよう議長に申し入れております。

なお、本臨時会においても新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用等の対策を講じて会議を行うことといたしておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の協議結果であります。議員各位のご協賛を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○田村議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録の署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、阿部優議員、10番、森秀幸議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○田村議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

#### ◎日程第4 諸般の報告

○田村議長 日程第4、諸般の報告を事務局長より行わせます。

○小島議会事務局長 諸般の報告をいたします。

今期議会の説明員につきましては、令和3年10月18日付で町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長、代表監査委員に出席の要求をいたしております。

次に、令和3年9月13日から令和3年10月27日までの1の議長等の動静は、お手元に配付のとおりでありますので、御覧願います。2のその他については、特に報告すべき事項はございません。

以上で諸般の報告を終わります。

○田村議長 これで諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第5 行政報告

○田村議長 日程第5、行政報告を許します。

町長。

○水澤町長 行政報告を行います。

令和3年9月13日から令和3年10月27日までの町長等の動静につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、御覧おき願いたいと思います。

2の建設工事入札結果につきましては、十勝静内川河岸災害応急工事ほか9件であります。

3の委託業務入札結果につきましては、町内雨水桝清掃委託業務1件であります。

その他について報告させていただきます。まず、赤潮被害対策について報告をいたします。太平洋沿岸は、漁船漁業や栽培漁業を中心に北海道の漁業基盤を支える重要な役割を担っているところでありますが、その海域において本年9月中旬以降広範囲な赤潮が発生し、アキサケ定置網漁業やサクラマス養殖事業、沿岸のバフンウニ資源などに大きな被害が及んでおります。この被害をこれまで経験したことのない未曾有の非常事態と捉え、十勝沿岸4町では早急な対策要請が必要と判断し、沿岸4町と大津、大樹、広尾の3漁業協同組合と連名で赤潮被害に対する緊急要請書を10月4日に十勝総合振興局長を通じ北海道知事に提出するとともに、赤潮被害が釧路、根室、日高沿岸などへ及んでいることから、関係首長と連名で北海道太平洋沿岸赤潮被害に関する緊急要望書を10月7日に提出いたしました。

また、10月12日には北海道知事とともに漁業者支援などを求める緊急要請書を国に提出

し、赤潮発生の原因究明、漁業者の生産や経営回復対策の充実などについて強く要請活動を行ってまいりました。

大津漁業協同組合の被害状況は、アキサケ定置網漁業において網の中でへい死している状態が確認され始めた9月22日以降10月20日までの累計で9,600尾に上り、アキサケを大宗とする同組合においても取扱高の減少による損失等大きな影響が出ているところであり、今後シシャモやケガニなど他の魚種の盛漁期を迎えますが、これらの漁に対してどのような影響が及ぶのか漁業者には大きな不安が広がっているところであり、引き続き関係自治体をはじめ関係機関と連携し、被害状況の把握や海域でのモニタリング調査への協力を継続するとともに、豊頃町と歩調を合わせて漁業者支援に取り組んでまいります。

なお、本臨時会において赤潮対策に関わる関係予算を提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、赤潮被害についての報告といたします。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施について報告いたします。本町が実施しているワクチン接種事業につきましては、5月10日から社会福祉施設入所者等への接種を開始した第1弾から満12歳以上となる接種対象者へ接種した第4弾の10月10日まで、2回接種を完了した町民の対象者の接種率は86.2%となったところであり、また、第4弾まで接種していない方などに対して10月15日から第5弾として集団接種を実施しており、この最終日となる11月12日の段階で2回接種を完了したこととなる対象者の接種率は87.7%になる見込みであります。

なお、本町が実施する集団接種は第5弾をもって終了し、これから満12歳となる接種対象児童やこれまで何らかの理由により未接種であり、接種を希望する方に対するワクチン接種につきましては、浦幌町立診療所において個別接種により対応してまいります。

現在本道における新規感染者数は減少傾向にあるものの、緊急事態宣言の対象区域や重点措置区域における措置が終了したことにより、都道府県をまたぐ往来が可能になるなど人流の活発化が予想されており、また社会福祉施設等においては入所者、職員ともにその多くの方がワクチン接種を完了しているものの集団感染事例も報告されている状況にあることから、町民の皆様におかれましては今後も感染拡大への警戒を緩めることなく、基本的な感染予防対策を徹底する必要があります。

国は、3回目のワクチン追加接種について、9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において追加接種、3回目接種を行う必要があり、その実施の時期は第2回接種完了からおおむね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されたことから、都道府県及び市町村に対して9月22日付厚生労働省事務連絡により現段階において留意すべき事項が示され、追加接種の体制を確保するよう通知があったところです。

なお、実施時期、接種対象者及びワクチンの種類などについては、科学的知見や諸外国の対応状況等を踏まえて今後国から示されるとのことから、本町において実施する3回目追加接種の体制整備につきましては速やかに準備を進めてまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種事業の実施についての報告といたします。

以上で行政報告を終わります。

○田村議長 これにて行政報告を終わります。

◎日程第6 議案第72号

○田村議長 日程第6、議案第72号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、議案説明資料1ページをお開き願います。議案第72号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算（第8回）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,400万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ69億3,746万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年10月28日提出、浦幌町長。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。2、歳入、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、説明資料1ページに記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、特別枠として事業者支援分が交付されることとなったため、追加するものでございます。

3、歳出、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費1,000万円を追加し、3,583万6,000円、内容につきましては説明資料1ページに記載のとおり、赤潮の発生により甚大な影響を受けている漁業経営体並びに大津漁業協同組合に対する赤潮対策事業交付金を追加するものでございます。事業の詳細につきましては、説明資料4ページの政策等調書に記載のとおり、アキサケ定置網漁業者への経営支援並びに赤潮発生モニタリング調査への協力、被害状況及び対策検討に要する経費やへい死魚保管管理に係る経費等について支援をするものでございます。

7款1項商工費、1目商工振興費1,400万円を追加し、2億5,011万3,000円、内容につきましては説明資料2ページに記載のとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者の感染症対策を目的とした消耗品購入費用に対する補助金を追加するものでございます。事業の詳細につきましては、説明資料5ページの政策等調

書に記載のとおり、補助率5分の4、10万円を限度として補助するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 説明資料、政策等調書の4ページ、赤潮対策事業について2点、あと説明資料、政策等調書5ページ、新型コロナウイルス感染症対策消耗品購入支援事業についてお聞きいたします。

まず、赤潮対策事業について。まず、当該予算について赤潮発生の調査等に係る費用とされていますが、本当に赤潮の影響なのかどうかというのはまだ調査もあまり進んでおらず、不明であって、報道も赤潮の影響と見られるという表現であります。なので、赤潮が原因であるとは断定されていません。もしかすると他の影響の可能性もあるかと思えます。そこで、町独自もしくは北海道との協力によって今回の漁業被害の原因に関して本当に赤潮が原因なのかどうか、それとも他に原因があるのか調査を行う予定があるのかどうか、まず1点お聞きします。

2点目、今回赤潮対策事業としてアキサケ定置網漁業者への経営支援とされています。しかし、これら漁業被害は、これから始まるツブ、ホッキガイ等定置網漁業以外にも被害が出るだろうという兆候があるという話を聞いております。そこで、定置網漁業以外の漁業に対する支援は考えていますでしょうか。

3点目、コロナウイルス対策に関してであります。本件予算は、事業者支援分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使うということですが、中小企業に対する支援は令和3年1月の臨時会及び同年3月の定例会でも予算議決されています。そこで、今回さらにこの予算支援に至った経緯の詳細な説明をお願いしたいのが3点目です。

4点目、これは消耗品費の支援ということになりますが、具体的にはどのようなものを想定されていますでしょうか。例えばアクリル板、これは消耗品費に当たるのか。または考え方によってはオンライン会議のためのパソコン等も消耗品費と考えることも可能なのかなと思われるのですが、この消耗品費とそれ以外の区別はどのようにされる予定でしょうか。

5点目、本町の支援はとてもありがたいと思いますが、どうも広く一般の支援にはなっていないように感じております。他市町村では新型コロナウイルス経済支援として例えば学生を持つ家庭に対する支援がなされておりますが、本町としては事業者だけではなく広く一般町民に対する支援を行う考えはないでしょうか。

以上、5点よろしく願いいたします。

○田村議長 答弁を願います。

産業課長。

○小川産業課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目です。まず、赤潮発生、今回起きている影響自体、そのもの自体が全て赤潮によるものなのかという問いかけと、あと今後町独自でその調査を行う考えがあるかとい



うことであつたかと思いますが、まずおっしゃられるとおり、現在漁獲不振という中の今回の影響については、赤潮による影響というものが非常に大きなものがある。その一方で、これまでの数年来続いている漁業不振というものの影響と相まったものであると考えています。ただ、その中で赤潮の被害というものを数的に断定するという事は非常に困難な形とも考えておまして、その部分については今も検討を続けているところでありまして、他の関連団体との考え方の同調性といいますか、統一的な考え方も必要と考えているので、一概に全てが赤潮によるものとは考えてはおりません。もう一方、調査については、現在は国の協力要請の下にモニタリング調査等を行っております。今後その状況によっては漁業協同組合自らが独自の被害調査に当たるというようなことも想定はされるのかなと思っております。それは、まだ現段階においては独自調査を行うということではございませんが、今後そういった内容のことについても検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目、今回の漁業支援につきましては、アキサケに対しての部分をもまず1つとしては大きく取り上げております。今後他の魚種の盛漁期においてそういった赤潮によるものだと判断された場合には関係町とも協議しながらそういった追加の支援、そういったものも考えていかなければならないと思ひますし、今回の補正させていただいたこの支援の中でも一部においてはそういった給付に充てる部分もあろうかと考えています。

次に、新型コロナの関係でございます。私のほうからは4点目、アクリル板等の関係につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。今現在、今年の3月の第1回補正予算において感染症対策の防止、備品ですとか設備、これに関する補正予算を可決いただきまして、令和4年度中においてはその事業を継続してございます。先ほどおっしゃられましたパーティションですとかアクリル板ですとか、そういったものは備品設備の事業の対象としてございますので、今後予定される場合にはそちらの事業を使つていただきたい。今回消耗品として行つた背景につきましては、事業者の皆様からアルコールの消毒液ですとかペーパータオルですとか、一般的に消耗品として使われる、そういったものに対する支援について要望等を強くいただいていたということもありまして、備品等の事業の対象とならない部分、その部分に対する消耗品への補助制度と考えております。

私からは以上です。

○田村議長 総務課長。

○獅子原総務課長 3点目のご質問でございますが、今回追加補正いたしました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金657万5,000円につきましては、緊急事態宣言等により経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえまして、その影響を受ける事業者に対し、地域の実情に応じて支援の取組を実施できるよう臨時交付金の特別枠として創設された事業者支援分として新たに追加交付されたものでありますので、その目的に沿つた事業実施のために今回追加補正をするものでございますので、どうぞご理解願ひます。

○田村議長 副町長。

○山本副町長 ご質問のありました5点目の広く町民の方々への支援という関係なのです

けれども、昨年度から、先ほど議員のほうからご質問があったとおり、地方創生臨時交付金を活用しながら、広くという形ではないのですけれども、感染防止対策、そして経済対策ということでいろんな事業者とか、それから公共施設の整備などを主に行ってまいりました。個人に対するというか、個に対するものでありますと、学生等の生活応援給付金ということで、コロナの影響でバイトとかが難しいというお声がありましたので、そういった方々を対象に給付金ということで事業を実施してまいりました。あと、広くとなりますと、これまで交付金を活用した中でいいますと、マスクが非常に不足したときに町民の皆様にも世帯のほうに人数に応じてマスクを配布させていただいたりとか、あとプレミアム商品券、これは令和2年度は2回、そして今年度も1回打ちますけれども、これらも消費喚起と併せて町民の方々への支援と捉えているところでございます。

以上でございます。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 赤潮に関しましては、今同僚議員からも質問があったように思います。アキサケ定置網漁業が近年漁獲減少している上に、追い打ちをかけるように赤潮だろうというような被害が出ております。私も一次産業に従事する同業者として非常に漁業者の皆さんにとっては大変な思いをされているのかなと思っております。このことについて北海道、また国からも調査団が入りまして、いろいろ調べられているとも思います。また、国に緊急要望書を提出している状態なのですが、今後漁師の皆さんに対する経済的な支援というのは、これ国のほうではどのようにお考えになっているのか、分かる範囲で結構でございますので、答弁いただきたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 森議員のご質問にお答えいたします。

赤潮被害については、北海道、国への要請を重ねてまいりました。それぞれ十勝管内漁業協同組合長と連名で一回要請をさせていただき、さらに日高、十勝、釧路、根室管内の首長で北海道知事へ要請し、さらに北海道知事を先頭にして国への要請を行ってまいりました。その中で町または道東沿岸各市町村で激甚災害に値する災害だということをしっかり伝えさせていただきました。そういう中で、北海道、国、この赤潮については被害が大きいと、尋常な被害ではないと、激甚災害に値するということがしっかり認識をしていただいたものと私どもとしては考えているところであります。その中で要請内容としては、まず赤潮の発生原因がいかなるものなのかということをお早急に解明してもらいたいということと、さらに被害を受けた漁業者に対する経済支援をしっかりとやってもらいたいというのが主な内容であります。国としては、今選挙中でありまして、選挙後新たな予算の中で赤潮に対しては対応してまいりたいという答弁をいただいておりますが、今具体的にどうこうという話はまだありませんので、私どもとしては今回この緊急支援を国に支援をいただく前に、町としては今盛漁期を迎えている定置業者の経営を継続するための支援、そして8割をアキ

サケ定置に依存しているといえますか、占めている漁業経営の経営存続に向けて町として可能な限りの支援を行ってまいりたいということで、国、北海道に先駆けてこのたびの緊急支援対策を行ったということでもあります。私どもとしては、国か北海道からの経済支援、今後出していただくということを期待をしていますし、これからも要請活動を強く進めてまいりたいと考えているところであります。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 今回1,000万円の補正予算のが提案されています。大津と浦幌で1,000万円ずつ2,000万円、この基本的な根拠といえますか、そういうのはどういうところから算出したのか。取りあえずなのか、それとも今後さらなるこの上積みがあるのかどうか、これを含めてお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず、今回提案させていただいた1,000万円、この根拠というところがございますが、参考としておりますのは、被害全体では当然ないのですが、まずは今へい死したサケの数が昨日現在で約1万尾を超えるというところがございます。当然損失の補填というわけではございませんので、そういった影響も既に及んだ額、1万尾に対しましては、おおむね3,000万円というような数字が出てくるわけなのですが、一定額それぞれの漁業者に対して支援をしていきたい。また、今後まだ行動として明確にはなっていない部分もありますが、漁業協同組合が先頭になって、へい死したサケを保管している状況もございますし、他にかかる管理経費、また今後及ぶであろう他の魚種に対する支援、そういったものも含めて1,000万円という今回予算の提案をさせていただいたというところがございます。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 今後まだ被害が増えてくる可能性もあるということで、今後また補正予算も組まれるのかなと思いますけれども、そういうこともあるということですね。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 ただいま緊急支援の補正予算を提出させていただいているわけでありまして、この内容については今課長からお話をさせていただきました。アキサケがへい死しているのが今1万尾を超えていると、先ほど行政報告をした段階、その後また増えておりますので、1万尾を超えている状況にあるということでもあります。それと同時に、近年漁獲が低迷しているという中でも赤潮が発生して、ちょうど盛漁期に入るわけでありましてけれども、その一番盛漁期にこの赤潮発生した後、漁獲が半減するという状況になりました。先ほど議員からの質問もありましたけれども、完全に赤潮かどうかということは、これは後でまた調査になったら出てくるのだらうと思いますが、それをカウントすると億単位の話になるということになります。そういう意味では、この赤潮被害を町が被害救済をするということではできないものでありませんので、それで国とか北海道に要請活動を続けてきているという状況

であります。町としましては、今現在想定される中で、この緊急支援を行いながら、新たな赤潮被害が拡大しないことを祈りながら、また新たにもしなってきた場合は、この緊急支援で間に合わない場合は、当然新たな赤潮被害だということがはっきりすれば、これは後でまた補正予算を組まざるを得なくなるかもしれません。これは調査をこれから進めるということでもありますから、その調査の結果を待ちながらしっかりそれは対応してまいりたいと思っていますところでございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

◎日程第7 議案第73号

○田村議長 日程第7、議案第73号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算を議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 別冊の補正予算書5ページを御覧願います。あわせまして、説明資料3ページを御覧願います。議案第73号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計補正予算。

令和3年度浦幌町の簡易水道特別会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億8,259万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年10月28日提出、浦幌町長。

6 ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

7 ページを御覧願います。第2表、地方債補正。変更でございます。起債の目的、簡易水道事業、補正前限度額7,800万円、補正後限度額8,600万円、内容としましては簡易水道事業、補正前限度額7,800万円、補正後限度額8,600万円。計、補正前限度額7,800万円、補正後限度額8,600万円でございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更がございません。

8 ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

9 ページを御覧願います。2、歳入、7款1項町債、1目簡易水道事業債800万円を追加し、8,600万円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり簡易水道事業債を追加補正するものでございます。

3、歳出、2款1項事業費、1目給水事業費800万円を追加し、1億7,576万円、内容につきましては説明資料3ページに記載のとおり幾千世浄水場水質監視装置の浄水色度計は、平成11年設置の装置であり、22年が経過し、第4期まちづくり計画では令和6年度に更新予定でありましたが、故障し、修理不能なため、前倒しにより更新に伴う工事請負費を追加補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○田村議長 これでは本日の日程及び本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって会議を閉じます。

令和3年第4回浦幌町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時42分